

子育て応援特別手当のお知らせ

小学校就学前3学年の子ども（平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ）で、第2子以降（第1子は18歳以下）の子どもに特別手当が支給されます。特別手当の支給申請書は、3月中旬に該当すると思われる世帯へ郵送していただきます。まだ届いていないかた、または、該当すると思われるかたは速やかにお問い合わせください。

支給対象

平成21年2月1日現在、本市に住所を有し、次のどちらかの要件に該当する子ども

▼住民基本台帳に記録されているかた

▼外国人登録原票に登録されているかた（短期滞在者および不法滞在者を除きます。）

特別手当の額 1人3万6千円
申請、受給できるかた

支給対象となる子どもの属する世帯主で、次のどちらかの要件に該当するかた

▼住民基本台帳に記録されているかた

▼外国人登録原票に登録されている外国人のかたは保護者となるかた

支給方法

申請者（世帯主、外国人のかたは保護者）の金融機関口座に振り込みます。ただし、金融機関口座をお持ちでないかた、および金融機関から著しく離れた場所に住んでいるかたに限り、現金で支給します。

申請方法

支給申請書に必要事項を記載の上、次の書類を添付し、返信用封筒で郵送してください。

▼申請者のかたの公的身分証明書の写し（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、外国人登録

証明書などのいずれか一つ）

▼振り込みを希望する口座の金融機関名、店番（支店コード）、

口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳の写し

※現金による給付を希望されるかたは不要です。

申請の申込期間

平成21年9月11日までです。この期間を過ぎると特別手当の支給が受けられませんので、早めに申請してください。

支給決定のお知らせ

支給申請書を受理後、改めて特別手当の支給額、支給日などをお知らせする通知書を郵送します。

問い合わせ先

福祉課児童家庭係（☎⑤111内線271）



華道家元池坊十和田支部長

木村 則子さん（55歳）

いけばなを通して園児の創造力の向上に寄与していきたい

ボランティアで小さな森保育園の園児を対象に、いけばなの楽しさを教えている木村則子さん。そんな木村さんに園児との触れ合いについてお話を伺いました。

きに飾り、保護者のかたがたの目を楽しませているようです。これからも、いけばなを通して園児の創造力の向上に寄与していきたいと思えます。

小さい頃から花が好きで、よく野の花を摘んで家の中に飾りました。母や祖母がいけばなに関わっていたので、中学3年生のときにいけばなの道を歩もうと決心しました。お花をいけるときは、四季折々の花の性質や形、色艶の表情を見つめ、花材の持ち味を生かすように心がけています。

平成17年から、月1回ボランティアで、小さな森保育園の年長組の園児を対象にいけばな体験教室を開催しています。園児には、型にとらわれず思いのままいけることを基本的に教えています。回を重ねるごとに、園児ははさみを上手に使い、お花の向きやバランスを考えながら花器に挿していくので驚いています。園児の作品を夏祭りや卒園式のと



2月のいけばな体験教室の様子